

IOTA PROGRAMME RULES (日本語抄訳)

A アワード

A.1 業績のアワード

A.1.1 アワードは、IOTA ディレクトリにリストされ、番号が割り当てられた IOTA グループから運用する、免許されたアマチュア局との交信、SWL に対しては受信、の証明として発行されます。現在、21 の個別のアワードが可能で、クラスは以下の通りです。

IOTA 100 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA 200 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA 300 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA 400 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA 500 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA 600 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA 700 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA 800 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA 900 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA 1000 ISLANDS OF THE WORLD
IOTA AFRICA
IOTA ANTARCTICA
IOTA ASIA
IOTA EUROPE
IOTA NORTH AMERICA
IOTA OCEANIA
IOTA SOUTH AMERICA
IOTA ARCTIC ISLANDS
IOTA BRITISH ISLES
IOTA WEST INDIES
IOTA WORLD DIPLOMA

A.2 Excellence IOTA-750 ISLANDSの楯

A.2.1 Excellence IOTA楯は、750のIOTAグループと交信することで取得出来ます。その楯は、クルミ材で作られた魅力的な形状に彫刻された楯で、それぞれ25のIOTAグループのクレジットで取得出来る金属のミニシールを11個貼るためのスペースがあります。

A.3 IOTA-1000 ISLANDSのトロフィー

A.3.1 IOTAトロフィーは、1000のIOTAグループと交信する事で取得出来ます。それは、きれいに磨き上げられた木製の台に彫刻された金属プレートに据え付けられた美しいダイヤモンド型のガラスを特徴としています。台のスペースには、アップグレードのための金属ミニプレートを8つ貼り付けられます。

B 島のリスト

B.1 有効なIOTAの島

B.1.1 それぞれの島は、IOTA プログラムで承認されるための基本的な条件を満たさなければなりません。それは、特に湖又は河川ではなく、外海に位置していなければならない、自然で、非人工的で、満潮時に明らかに水上になければならず、そして認識された島名を持っていないければなりません！ 島の大きさの最小値の要求はありませんが、島が 1:1,000,000 の地図上にあり、干潮時に大陸から最短距離で 200m の海で分離されている必要があります。橋により大陸と接続されている事は、橋の下もしくは他の部分で、海で分離される最小限の要求を満たす場合は有効です。(E.6 章から E.8 章)

B.1.2 IOTA に有効な全ての島は、ディレクトリに IOTA グループを先頭とするか続くカッコ内に、名前前でリストされます。カッコ内の島名のほとんどは、「=」符号で始まります。これは、現在カウントされる名前島のみのみである事、他のどの島も、IOTA センターの判断に基づきリストに加える事を意味します。(E.3 章)

B.2 リストの構成

B.2.1 ディレクトリは、大陸毎 - アフリカ(AF)・南極(AN)・アジア(AS)・欧州(EU)・北米(NA)・オセアニア(OC)・南米(SA) - に島のグループをリストします。これらの中で、以下の区別のために付けられた文字で始まる - "A"の北極圏の島・"B"の英国圏の島・"W"のカリブ海の島 - グループは、3つの地域のアワードに有効な IOTA グループを示します。適用される地理的な境界は、アマチュア無線で一般的に認められたものです。しかし、南極大陸の定義は、南極収束線(解説:南緯 50 度から 60 度にある南極海流と亜熱帯海流の境界線をいう)の南にある区域で、北極圏の定義は、北極圏限界線ではなく、樹木限界の北にある区域を指します。

B.2.2 それぞれの大陸のリストは、一般に理解される政治的な意味での「国」によって分割されます。(自治領を含む)海外領土・海外県・属領・所有地は、母国名で分類されて適切な大陸でリストされます。政治的な状態を決定するために用いられた公式文献は、ロンドンの Times Books 社により出版された「The Times Comprehensive Atlas of the World, 2000 Millennium Edition (ISBN 0 7230 0792 6)」です。地図で不明確であったところは、主な事実上の管理下として知られる国に割り当てられました。唯一の例外は、中心的な支配が存在しないスプラトリー諸島で、これは別にリストされました。全ての領土権主張が一時休止された南極大陸は、特殊な例として取り扱われます。複数国間で共有された島は、共同主権の見出しでリストされます。リストされる方法がない島は、主権に対する法的な見解を示すために、IOTA 委員会の意見を示す様にしました。

B.2.3 国の大きさと地域により、いくつかの IOTA グループが存在します。これらのグループの大部分は、グループにとって全て等しく有効ないくつかの島、又は多数の島を含んでいます。単独の島から成り立っているグループは、比較的わずかで、主に「大きい島」又は「離島」として指定されています。IOTA グループの方針は、(次の章を参照)「公式に認められた島グループ」、すなわち慣例上分割出来ない群島や海を完全にカバーする目的に適用されません。特殊な DXCC カテゴリーを含む、リスト作成に影響を与えた島の主なカテゴリーは、E.5 章に記述されます。

B.2.4 IOTA は、島の局と交信を望む人々とプログラムを管理する側の両方に対し、IOTA が拠り所とする島の分類方針が IOTA グループの総数を管理出来なくなって来ました。IOTA 委員会は、IOTA リストが 1200 のグループを超えない事を決定し、この制限内にリストを維持するために行動を起こしました。それは E.5.5 章に記述される DXCC エンティティの変更による状況変化を除き、新しいグループ追加検討要請は受け入れられません。

B.3 IOTA レファレンス数

B.3.1 1945 年 11 月 15 日以降に運用された、リストされている各 IOTA グループは、個々の IOTA 参照番号、例えば Dodecanese には EU-001 を、英国には EU-005 等、が割り当てられています。その参照番号は、現在ではアマチュア無線界では、特徴付けられ、オンエア中にアナウンスされ、カードに印刷されます。

B.3.2 未運用の既に認定された各 IOTA グループは、暫定番号が例えば OC-288P の様にリストされます。有効な運用が行われたと判定されればすぐに、番号は認定されます。(F章)

B.3.3 リスト内に、例えば AF - の様な番号が無い各 IOTA グループは、認定される島があると信じられています。その大部分が南極大陸にある、この様なグループは時が来れば参照番号が発行されるか、認定される島がない場合は削除されます。

C アワードの要求事項

C.1 申請の標準カテゴリー

C.1.1 このカテゴリーの申請者は免許を与えられたアマチュア無線局でなければなりません。

C.1.2 もし申請者が RSGB の会員の場合、申請者は最近の会員用マガジン RadCom の住所ラベルを会員証明として提出する事により、申請料とアワード料の 15%割引が得られます。

C.1.3 申請を準備する際、申請者は出来る限り最新の情報を使って下さい。理想的には、このディレクトリか RSGB IOTA ウェブサイトか IOTA マネージャのウェブサイトのいずれかに詳細がリストされた島を意味します。2000 年にリストが大幅に変更になったので、IOTA ディレクトリ 2000 以前の IOTA ディレクトリを参照しないで下さい。

C.2 必要な交信数

C.2.1 世界 IOTA-100 島は、基本的なアワードで、最初に申請します。これは、ディレクトリの異なる参照番号を持つ少なくとも 100 の IOTA グループとの交信の証明を必要とします。各 7 大陸とは少なくとも 1 交信を行って下さい。(追加されたルールを参照して下さい。)

C.2.2 IOTA-200, 300, 400, 500, 600, 700, 800, 900, 1000 島アワードは、それぞれ 200, 300, 400, 500, 600, 700, 800, 900, 1000 の島との交信コンファームで取得出来ます。

C.2.3 それぞれの大陸アワードは、その大陸に番号が付けられた IOTA グループの 75%か、又は 75 の IOTA グループのどちらか少ない方と交信する事です。IOTA-アジア・欧州・北米・オセアニアのアワードの場合は、75 のグループが必要です。他の大陸のアワードの場合は、認められる数は、小数点以下を切り捨てた最も近い整数になります。

C.2.4 IOTA-北極圏の島・英国圏の島・西インド諸島のアワードは、その地域の番号を付けられた有効な IOTA グループの 75%と交信する事です。これら 3 つのアワードのために必要な島数は、それぞれ、75 島・21 島・42 島です。それぞれのアワードにカウントするグループは、その大陸のページに"A"・"B"・"W"でマークされています。

C.2.5 IOTA-World アワードは、それぞれ 7 大陸の承認された IOTA グループの 50%か、又は 50 IOTA グループのどちらか少ない方と交信します。必要ならば、小数点以下は切り捨てます。(C.2.3 章参照)

C.2.6 IOTA Excellence 楯は、少なくとも番号が付けられた 750 の IOTA グループと交信する事です。楯へ貼りつけるシールは、775, 800, 825, 850, 875, 900, 925, 950, 975, 1000 の IOTA グループと交信により取得出来ます。

C.2.7 IOTA-1000 島トロフィーは、少なくとも番号が付けられた 1000 の IOTA グループと交信する事です。トロフィーに貼りつけるためのミニプレートは、1025, 1050, 1075, 1100, 1125, 1150, 1175 の IOTA グループと交信により取得出来ます。

C.2.8 それぞれの IOTA グループに対し、1 交信のみがクレジットされる事に注意して下さい。同じ参照番号の異なる島からの QSL カードは別々にはクレジットされません。

C.2.9 上記の条項のいくつかは、VHF/UHF カテゴリーの申請には変更されます。C.8 章を参照の事。

C.3 交信のタイプ

C.3.1 全ての交信は、免許機関から個人宛に発給されたコールサインを用いて、申請者個人が行わなければなりません。IOTA センターは、免許の証拠の確認要求をする場合があります。現在有効なコールサイン以外のコールサインを用いる場合の要求事項は追加されたルールを参照して下さい。

C.3.2 全ての交信は、同一エンティティの陸上にある局から行われなければなりません。申請者がモービルから運用した交信は認められます。

C.3.3 全ての交信は、免許されたアマチュア局を用いて、免許された条件に従って行って下さい。

C.3.4 全ての交信は、1945 年 11 月 15 日以降が有効です。

C.3.5 交信は、申請者と交信相手に免許されたアマチュア無線周波数バンドで行って下さい。IOTA センターは、免許の証拠を確認のために要求する事があります。

~~**C.3.5** 交信は、運用者が同一 DXCC エンティティ内であれば、陸上移動を含む、どこから運用しても構いません。~~

~~**C.3.6** 島への移動局との交信は、QSL カードに正確な位置が記載されている場合に認められます。~~

C.3.6 島の近くの海上移動局との交信は、それが/MM のコールサインかどうかにかかわらず、認められません。これは、ドック付近に係留された場合や海岸近くに錨を下ろした場合を含み、港内のポート上の局にも同じく適用されます。(次の章を参照) 陸上局から海上局、又は海上局から陸上局へ、送受信信号を増幅する HF, VHF, UHF リンクを用いての交信はカウントされません。

C.3.7 例外的に、悪天候や荒波、上陸に際し人間に怪我を負わされる危険を伴う様な不可抗力の状況では、IOTA に有効な交信は、局の主要な部分、すなわち用いられる送信機・受信機・送受信機・アンテナ・電源が島の上にあり、物理的にワイヤーでポートに係留されて島から 100 ヤード以内にあるポート上の局から行われても構いません。この様な場合には、クレジットが認められる前に運用者からの証明の提出が常に必要で、運用が運用者の都合によって判断されたのではない事、又は国家や地方自治体が上陸や運用を回避するため禁止した事を示す必要があります。F 章の手続きが適用されます。

C.3.8 クレジットは、送信がシングルモード又は複数モードの組合せによる交信に対して与えられます。シングルモード又はシングルバンドに対するアワードの特記は、モードと周波数が明らかに確認出来るカードの申請により行われますが、最初の申請時に要求して下さい。申請者当たり 1 つの記録しか管理されませんので、申請者は特定のモード又はバンドを選択した場合は、アップデートの時は同じモード又はバンドのカードしか認められません。

C.3.9 クレジットは、クロスモード・クロスバンド・リピーター・サテライト経由の交信には与えられません。

C.3.10 上記の規定のいくつかは、クラブ局や V/UHF アワード申請の場合には異なるので、C.7 及び C.8 を参照して下さい。

C.4 QSL カード

C.4.1 提出される QSL カードは、同一 DXCC エンティティから(コールサインの所有者である)申請者によって個人的に行われた 2 Way 交信である事を確認して下さい。例外はありません。

C.4.2 提出される QSL カードは、コールサインと運用された場所を示す島の名前の両方がカードに印刷されていなければなりません。後者は、最新の IOTA ディレクトリか、2 つの公認ウェブサイトのいずれか可能な方の島のリストにある承認された IOTA グループの島でなければなりません。IOTA グループ名と IOTA 参照番号は両方カードに表示される事が望ましいですが、どちらか一方や地理的な緯度経度・グリッドロケータ・灯台や城の名前は認められません。島の名前は手書きではいけなく、交信時の局の位置を不明確にする様な方法での加筆でもいけません。

注 1: 運用が行われた正確な島の名前でない、例えば Balearics の様に、「公式に承認された島グループ」の名前が記載されたカードは、グループの全ての島が IOTA 認定の要求事項を満たす事が公知である場合やそのグループが承認される唯一の参照番号である場合には認められます。

注 2: リストにある大きな島の周辺に存在する瀬や岩など、リストされていない小さい島が記載されたカードは、E.6.4 章を例外として、IOTA 認定の要求事項を満たし、親となる島の名前がカードに明確

に併記されている場合は認められます。周辺の定義は、リストにある大きな島の 200m 以内に存在する小さな島と解釈されます。

注 3: 未承認の島又は明らかに偽造された名前が記載されたカードは、他の情報から正確な位置が明確になるか、「公式に承認された島グループ」に属する島か、全ての島が IOTA 認定の要求事項を満たす事が公知であるか、そのグループが認定されるための唯一の参照番号である場合を除き認められません。

C.4.3 2001 年 1 月 1 日以前の運用の QSL カード

チェックポイントは、運用が知られている、上記 C.4.2 章の要求に合致しない 2001 年 1 月 1 日以前の運用のカードが受付けるかどうかの裁量権を持っています。この裁量権は、例えば、島の名前の代わりに島にある町や市の名前、南極大陸に関しては認められた観測基地の名前が記載されたカードを認める事に拡大されます。その裁量権は、リストされていない島や参照番号のみ記載されたカードを認める事にはなりません。

C.4.4 可能ならば、問題を起こす可能性の低い QSL カードをチェックポイントに提出してください。最近の運用のカードは、数十年前の古いカードよりこの処理は容易です。島の名前と IOTA 参照番号の両方が大きく印刷されたきれいなカードは、最も歓迎されます。「汚い」か、要求事項を満たさない可能性が高いカードは少なくとも受付けられますが、後者は提出しないで下さい。チェックポイントはボランティアの仕事のため、出来る限り事前のチェックをお願いします。

C.4.5 QSL カードのコピーと電子カード(eQSL)は、クレジットには受け付けられません。

C.4.6 注意点: 書き手による間違いや省略の修正をするため、申請者が行う事は、どの様な方法であれ、QSL カードを改ざんしないで下さい。これは、そうでなければ受け付けられたかもしれないカードを除外するか、アワードプログラムから失格する事になります。

C.4.7 申請者は、チェックポイントが場合によって運用に関する必要な情報を入手するまで、カードを保留する事を了解して下さい。この様な場合、島の運用者からの手紙が唯一受入れられる方法で、通常それを申請者が入手します。他の場合は、IOTA HQ から理由を説明した指示に従って、チェックポイントはクレジットを保留する必要があります。申請者の協力と理解がいつも求められます。

QSL カードの島の名前

現在のディレクトリは、おおよそ IOTA グループに認定される広範囲にわたる島のリストを含んでいます。これは、DX ベディショナーとチェイサーに、どの島が IOTA にカウントされるか確認する事を可能にし、それにより時間と努力、場合によっては出費と落胆をセーブします。リストへの島の追加要求は、その島の正確な位置情報を提供する事により、いつでも IOTA センターに行う事が出来ますが、その様な場合は年に 2 回ある見直し時期である 4 月と 10 月に、検討すべき IOTA グループがある程度増えた場合に実施されます。

2001 年 1 月 1 日以降の運用の QSL カードに対する厳密な要求に関して、提出されるカードの記述やフォーマットは地図帳や地図や他のデータ又は IOTA センターの決定に基づき、最小限の基準を満足しなければならない事を IOTA 委員会は 2000 年に決定しました。それは、運用された島の名前をカードに印刷しなければならない事、その島の名前は最新の IOTA ディレクトリにリストされた島である事です。島の名前が手書きされたカードは受け付けないという決定は、その記述や正確さが個人差により、カードチェックの権限委譲をした運営の実質的な困難さから、チェックポイントや IOTA センターのどちらもその様な判断を行わなければならない立場に置かれてはならないという委員会の判断です。島の運用者は、通常カードを特別に印刷する事(望ましい解決方法)に代わり、既存のカードに上書きするか、島の名前と正確さを期すための追記の入った個別のゴム印か、コンピュータの QSL ラベルに島の名前を印刷する事で代用出来ます。

各国の島に関連するアワードマネージャは、そのプログラムのため

に IOTA との連携を希望する事が出来ます。いくつかは、そのプログラムの小さな島と公式の IOTA とのステータスを比較するためのウェブサイトが IOTA 委員会との合意で構築しています。これが行われれば、ウェブサイトの情報がディレクトリの正式な拡張と考えられている事を示す注記がディレクトリの島リストに追加されます。

C.5 最初のアワードの申請方法

C.5.1 申請が初めての場合は、RSGB IOTA ウェブに行って、そこで示される手順に従ってパスワードを取得するためにユーザー登録を行って下さい。既に以前に申請を行った場合は、トップ画面の「自分のクレジット」のボタンをクリックする事で、現在のクレジットを見る事や新しい申請を行う際に提供されるウェブ形式を使って行う事が出来ます。このオンラインシステムは申請料を自動的に計算してくれます。

C.5.2 もし紙による申請提出を選択する場合は、以下のルールに従い、Annex C にある「IOTA Members Application Form」の Part 1 と Part 2 の両方に記入する必要があります。

C.5.3 基本となる世界 IOTA-100 島アワードから始めて下さい。カードのどれかがクレジットされない場合を考慮して、最低 120 枚のカードを送付する事が良いでしょう。カード枚数の上限は無く、100 を越えた分についても、Annual Listing(D 章参照)時にクレジット数がリストされます。全ての 7 大陸から少なくとも 1 枚の QSL を含んで下さい。

C.5.4 どちらの申請方法を用いた場合でも、IOTA 参照番号の数字順と以下の大陸の順番でカードを並べて下さい。

AF - AN - AS - EU - NA - OC - SA

Annex E の「Short Title IOTA Reference Number List」を用いて、並べ替えを行って下さい。これはカード審査時の時間を節約出来ます。

C.5.5 紙による申請の提出の際は、コールサインは Annex C にある「IOTA Members Application Form」の Part 2 にある順番と同じにリストして下さい。それぞれの QSO は、Part 2 のページの上部にある例の様に、日時(UTC)・コールサイン・IOTA 参照番号・島名・カードに記載された周波数(MHz)・モード(CW/Phone/Data)を明確にタイプ又は印刷して下さい。申請者自身のコンピュータでリスト作成し提出する事も可能です。

C.5.6 全てのコールサインは、移動運用に特有の/A や/P や/xxx を含み、QSL カードに記載された形式と同じに記入して下さい。そして、コールサイン/xxx を xxx/コールサインの様に変更しないで下さい。

C.5.7 提出の前に、コールサインと島名とデータに間違いがないか確認して下さい。もし、不注意や回避可能なエラーや指示に従わないエラーが 5%以上含まれている場合、申請は受け付けられません。

C.5.8 申請処理の遅延になる様な、どのグループに属するか申請者自身が不明な「疑わしい」カードは含めないで下さい。地図帳や地図又は Google や Google Earth による検索で確認する事や、他の IOTA チェイサーに尋ねる事により、申請者自身で答えを見つけて下さい。

C.5.9 申請の準備が出来たら、申請をチェックポイントへ電子的に提出して下さい。紙による申請の場合は、提出の前に、「IOTA Members Application Form」の Part 1 が記入され署名されている事を確認して下さい。どちらの場合も、チェックポイントへ QSL カードと申請料とカードの返送料と共に申請書を送付して下さい。申請料は、Annex B を参照して下さい。

電子申請

RSGB IOTA ウェブサイトのオンライン機能には、以下の特徴があります。

- ・ 申請者の IOTA レコードを保持するだけでなく、申請処理を単純化する事により、申請者の時間を節約すること。

- 紙の申請に比較して、かなり安い審査料金ですむ事。
- 必要ならば、日本円への変換を含む、申請料金を計算する事。
- ディレクトリの確認を必要とせず、有効な島を画面上で表示する事。
- QSL カードの取得の必要のない IOTA コンテストで交信した島のクレジットを申請出来る事。
- IOTA データベースセンターに正確な記録のコピーを提供する事。
- 過去でも可能だったが、問題のカードを早く知り得る事。
- QSL の入手時に、オンラインでの追加が可能になる事。
- 希望すれば、アワードが電子的に送付され、希望する紙に印刷が出来る事。
- チェックポイントの仕事を非常に容易にする事。
- 以後の機会に同じ利点を提供する事。

C.5.10 自分のクレジットはいつでも IOTA データベースにアクセスする事で確認する事が出来ます。紙による申請の場合は、得られたクレジットの記録は申請者の手元に保管しておいて下さい。最初の IOTA-100 島アワードの申請では、IOTA データベースセンターにリストされたクレジットを示す紙の「レコードシート」が無料で受取れます。その後の「レコードシート」は、要求に応じて可能ですが、小額の費用が必要です。金額については Annex B を参照して下さい。

~~C.5.11 申請者のクレジットされた QSO は、総計に加算されます。他のアワードを申請する際、クレジット済みは再び入力する必要はありません。~~

C.6 アップデート方法

C.6.1 IOTA メンバーは自身の IOTA スコアを増やすよう奨励されます。IOTA プログラムは、運用への挑戦・魅力的なアワードの取得・希望すれば他の IOTA メンバーとの友好的な競争の魅力を組合せて提供します。

C.6.2 IOTA メンバーは、12カ月の期間中いつでも1回クレジットをアップデート出来ます。しかし、IOTA メンバーは、1つ以上のアワードの申請はいつでも可能で、QSL カードを伴わない追加のアップデートとして扱われます。

C.6.3 IOTA メンバーは、IOTA-100 島アワードの申請方法と同じ方法でアップデートの準備を行って下さい。アップデートのカード数は何枚でも構いませんが、アップデート申請料の最低料金をある事に注意して下さい。

C.6.4 どのアワードを申請したかどうかは自動的に通知されないため、必要とするアワードのメモと正しい料金をカードに同封してチェックポイントへ送って下さい。

C.6.5 紙による申請の場合は、申請者のカードがスコアに加算されたという通知を受けるまで、自身の記録に追加するアップデートのコピーを持っていて下さい。アップデートのレコードシートの料金は Annex B を参照して下さい。

C.7 クラブカテゴリーの申請

C.7.1 クラブカテゴリーの申請は、クラブ・DX チーム・マルチオペのグループによる IOTA プログラムへの興味を増すために制定されました。これにより、毎年の IOTA コンテストには何百というコンテスターの参加が増加し、今までにない数の IOTA のチーム運用により、個人ベースではない全ての IOTA アワードの取得に対応する時機になりました。

C.7.2 以下の変更を伴うものの、申請者は通常の IOTA 規則が適用されます。申請者は、免許を与えられたアマチュア局である必要はありませんが、例えば事務局・アワードマネージャー・チームリーダーの立場を有するクラブ・グループの管理者から権限を与えられたという証拠を提出する必要があります。(C.1.1)

- 交信は、申請者によって行なわれる必要はありません。しかし、交信はその時点でクラブ・グループのメンバーである

免許を与えられたアマチュアによって行なわれなければなりません。(C.3.1)

- 使用されるコールサインは、クラブ・グループに発給されたものの1つでなければなりません。そのコールサインで行われた全ての IOTA 交信は、通常はクレジットに加算する事が出来ず。(C.3.1)
- クラブ・グループが、IOTA スコアを増やすためにコールサインの合算を希望する時、明確に発給されたそれぞれの免許のコピーを証明として準備する必要があります。そのコピーはそれぞれ場合に提出されなければなりません。クラブ・グループのコールサインは、クラブメンバーの個人に発給されたコールサインと合算は出来ません。(C.3.1)

注: 全ての交信は、同一の DXCC エンティティから行われる必要があります。

C.7.3 クラブ・グループは、これらの規定を可能な限り明確にクラブ・グループの規則としておく事が求められます。チェックポイントは詳細な交渉に関与出来ません。

C.8 VHF / UHFカテゴリーの申請

C.8.1 IOTA 委員会は、2000 年当初に要望に答えて、IOTA プログラムを VHF/UHF 愛好者に解放し、全てのアワードの取得を可能にするために、VHF/UHF 交信のみのより低い規定を設ける事を決定しました。

C.8.2 申請者は、以下の規定に変更がある以外は、通常の IOTA 規則が適用されます。

- 全ての交信は、50MHz 以上の周波数バンドで行って下さい。(C.3.5)
- 委員会は、その時点で正規に免許された局との交信を行う必要があり、疑義を生じた際はそのクレジットを保留します。(C.3.3)
- IOTA-100 アワードのためには**、少なくとも5大陸と1交信を行なって下さい。(C.2.1)
- それぞれの大陸アワードは、その大陸の認定された番号を持つ IOTA グループの 50%と交信をするか、50 の IOTA グループのどちらか少ない方です。(C.2.3 章)
- IOTA-北極圏の島、英国圏の島、西インド諸島アワードは、それぞれの地域の認定された番号を持つ IOTA グループの 50%と交信する事です。(C.2.4 章)
- Excellence 楯は、少なくとも300の番号が付けられた IOTA グループと交信をする事です。楯に取付けるシールは、325, 350, 375の IOTA グループとの交信で入手出来ます。(C.2.6 章)

リピーターや人工衛星や他の人工的な手段による交信はクレジットが与えられません。(C.3.9 章)

C.8.3 このカテゴリーの申請のために、別のデータベースとして IOTA HQ で管理され、IOTA メンバーは HF カテゴリーと VHF/UHF カテゴリーのそれぞれに1つずつ申請を行う事が出来ます。それぞれが別のアワード番号を持っています。

C.9 SWL カテゴリーの申請

C.9.1 申請者は、以下の規定に変更がある以外は、通常の IOTA 規則が適用されます。

- 申請者は、国内もしくは国際アマチュア無線連盟より発給された一般的な SWL 番号を保有し、SWL レポートを送付する際にそれを用いる必要があります。申請者が、その後アマチュア無線の免許を受けたならば、申請者はアマチュア無線のコールではなく(この様なカードは受け付けられません)、SWL 番号に発行されたカードのみを提出して下さい。(C.1.1 章)
- 「個人的に行われた 2 Way の無線交信」の定義は、「個人的に聞いた 2 Way の無線交信」として読み替えます。(C.4.1 章)

- 送付する SWL レポートは、少なくとも 2 局、出来るならば 3 局との QSO を受信したリストが望ましいです。
- クレジットのために提出された QSL カードは、コールサインと少なくとも 1 局、出来るならば 2 局との交信の詳細のリストを必要とします。島の局は、SWL レポートに対して返信する際に、これらの条件を満たす様にして下さい。もし、SWL が提出したカードの QSO でレポートした局のコールサインが間違っている場合、申請者はチェックポイントにその旨を個別に提供して下さい。

C.9.2 IOTA 委員会は、IOTA プログラム全体の保全を保つ事が第一優先と考えています。その SWL 受信が、十分な設備を持つアマチュア局から IOTA 局の信号がその地域で明瞭に受信出来なかったと通知された場合には、提出されたカードに対するクレジットの拒否の権利があります。もし、チェックポイントが 1 つの特定のコールサインが過度にカードに記載されている事を報告したり、DX パケットクラスターの検索機能や他のインターネット情報で不法な行いを示唆する確立が高い事が明らかになった場合は、同じ様にクレジットを拒否します。

D リスティングの結果

D.1 オナーロール

D.1.1 オナーロールは、2 月のデータベースメンテナンス時に認定された番号を持つグループの合計の 50% 以上の承認済みクレジットを保有する局のコールサインのリストです。このリストは、公式の RSGB IOTA ウェブサイトに毎年春に公表されます。(追加解説: IOTA Web に登録されたメンバーのプロファイルで、「Visible to Others」にチェックされていないと掲載されませんので注意が必要です。)

D.2 アニュアルリスティング

D.2.1 アニュアルリスティングは、100 以上の承認済みの IOTA グループのクレジットを保有し、オナーロール認定基準以下の局のリストです。(追加解説: IOTA Web に登録されたメンバーのプロファイルで、「Visible to Others」にチェックされていないと掲載されませんので注意が必要です。)

D.3 クラブリスティング

D.3.1 クラブリスティングは、100 以上の IOTA グループの承認済みクレジットを保有するクラブ又はマルチオペレータのコールサインのリストです。

D.4 SWL リスティング

D.4.1 SWL リスティングは、100 以上の IOTA グループの承認済みクレジットを保有する SWL のリストです。

D.5 VHF/UHF リスティング

D.5.1 VHF/UHF リスティングは、VHF/UHF バンドの 100 以上の IOTA グループの承認済みスコアを保有する局のコールサインのリストです。

D.6 一般的な条件

D.6.1 以下の規定を除き、同じコールサインは、~~同一もしくは複数~~のリスティングには 1 回しか掲載されません。しかし、VHF/UHF アワード申請者は、~~個別のデータベースが保持され~~、追加のエントリーにリスティングされる事が認められます。

D.6.2 コールサインには、モード・バンド・出力の特記はありません。

D.6.3 5 年以上アップデートしなかった局は、そのスコアはアニュアルリスティングに発表されません。(追加解説: ただし、クレジット数は残っていますので、その後アップデートを行えば、次の年のリスティングに復活出来ます。)

D.6.4 リストは、個人の成績の報告を表します。申請者の代り

に交信をした他の運用者がいる場合は、免許人がこの違反を認めるならば、IOTA 委員会はオナーロール又はアニュアルリスティングからクラブリスティングへコールサインを移行します。これは免許条件がその様な運用を認めるならば適用されます。

D.7 リスティングの手順

D.7.1 IOTA **センター**のデータベースの IOTA メンバーのクレジットは、メンバーが除外を要求しない限り、自動的にリスティングに加えられます。

D.7.2 その年のリスティングで IOTA メンバーのクレジットに影響する、チェックポイントへの**電子的アップデートの締切日は 1 月 31 日です。この締切日は郵送によるアップデートの場合も同じ日付です。**その日以降に消印されたアップデートは、通常の処理が行われ、クレジットは翌年のリスティングまで持ち越されます。

D.7.3 IOTA メンバーが IOTA にアクティブならば、3 年毎に少なくとも 1 回のアップデートを行って下さい。これはリスティングに大きな影響を与え、順番を比較する他の IOTA メンバーの興味を維持するための助けになります。しかし、IOTA メンバーの記録はコンピュータシステムに保管され、IOTA メンバーのアップデート申請を行うまで残されています。

E 島のリストに関する追加情報

E.1 ディレクトリリストへの新規グループの追加要求

E.1.1 ディレクトリリストは、1200 の IOTA グループを上限としています。IOTA 委員会は、リスティング規則により独立して認定される、極めて稀な DXCC エンティティのグループの新しい島を例外として、それ以上の追加は考えていません。**もし、追加要求を行ったとしても、標準的な回答は「ノー」です。**

E.1.2 IOTA 委員会は、戦略的な計画の一部として、5 年毎に島のリストを見直す事を決定しました。次の見直しの機会は 2010 年です。その際、変更は非常に少ないと思われます。

E.2 暫定的な参照番号の確認要求

E.2.1 IOTA 委員会は、IOTA 暫定参照番号としてリストされたグループの運用が行われた事の確認要求をいつでも出来ます。この要求は運用に対して責任がある DX ペディショナーか常駐のアマチュア局か島のチェイサーから行われても構いません。要求を承認する前に、委員会はその島が島の認定規則(E.6 と E.7 章参照)に基づき認定される事、そして運用が最小交信数の要求(E.2.3 章参照)を満たす事、有効な書類を保有する事を必要とします。(F 章参照)

E.2.2 もし運用の情報と証明が不十分な場合、委員会は暫定参照番号の確定を延期します。プログラムの要求事項、特に証明を、十分に理解を確実にするため、DX ペディショナーは運用予定の島・日程・運用者・交通手段の全ての情報を運用に先立ち IOTA マネージャに確認する事を推奨します。もちろん最も重要な事は、もし島が現在のリストに掲載されていない場合、別のグループとして認定するために確認する時間です。大陸より 1Km 以内にある島の場合、委員会は判断を下す前に詳細な海図を確認する必要があります。この海図は返送料があれば、要求に応じて返却されます。この手続きを行う事は、DX ペディショナーに IOTA の新しい島からの運用である事を事前に通知する事が出来ます。

E.2.3 IOTA 委員会は、証明書類の提出による暫定参照番号の確定の前に、運用において 3 大陸の異なる 200 局との交信を行う事を要求します。これは新しい IOTA グループがリストに加わり、アワードに必要なクレジット数の変更を知らせる手段となっています。まれなケースで、委員会は運用の規模の詳細を運用者からの手紙を要求する可能性があります。

E.2.4 委員会は、交信・ログの保持・証明の準備・QSL 発行の姿勢に重大な疑いを生じる運用者の行為に対し、暫定番号承認の保留を決定する可能性があります。特に、以前の運用で QSL 発行

に不備があったり、選択的又は差別的な QSL 発行であったり、ドネーションを強要する様な容認出来ない QSL 発行方針等、これら 1 つ以上に当てはまる場合に、保留処置は適切な判断だと考えます。運用者が自身のケースを述べる機会を与えられた後、このような措置は控え目に、IOTA 委員会全員の判断で行われます。

E.2.5 最新の認定された参照番号に関する定期的な報告は、**RedCom** と RSGB IOTA と IOTA マネージャのウェブサイトで見られます。

E.2.6 例えば AF - (空白) の様な不完全な番号でリストに記載される IOTA グループからの運用を計画する DX ペディショナーは、初期の段階で IOTA のステータスを確定するために、訪問する島の詳細を IOTA マネージャに連絡して下さい。

E.3 番号がある認定された島の確認要求

E.3.1 現在のディレクトリは、たいていの IOTA グループには認定された島を広範囲にリストしています。参照番号が付いたグループの島の認定について、IOTA 委員会から確認を要求される場合はめったにありません。しかし、その様な要求は、時として必要で、特にディレクトリの認定された島のリストに記載されていないグループの場合です。委員会は、その場合には検討する余地があります。沢山の追加を伴う、リストされるべきグループの追加要求は、通常年 2 回、4 月と 10 月の見直し時期まで保留されます。

E.3.2 追加要求は、運用の前後のどちらかに DX ペディショナーか常駐のアマチュア局か島のチェイサーから行なって下さい。委員会の返答を可能にするため、提出された証明は島の認定規則 (E.6 と E.7 章参照) に基づく島の認定を満足する必要があります。大陸より 1Km 以内にある島の場合、委員会は判断を下す前に詳細な海図を確認する必要があります。この海図は返送料があれば、要求に応じて返却されます。運用に先立って島の認定を確認する事は、疑いを排除し、失望を妨げるでしょう。

E.4 参照先

E.4.1 島リストの作成の主な作業は、1990/91 年に開始されました。用いられた参照地図帳は、「National Geographic Atlas of the World(第 5 版と第 6 版)」と「The Times Atlas of the World(第 8 版)」です。さらに、多大な助力は友人達に提供された地図の選択と同様に、Lee S. Motteler 著の優れた本、「Pacific Island Names(ホノルル Bishop Museum Press 社 1986 年発行)」から得ました。

E.4.2 1999/2000 年の見直しは、島のリストの帰属と分離の調査が含まれました。IOTA プログラムは、1990 年から既に動いていました。IOTA グループの境界線の厳密な定義と認定される島の完全なリスティングが共に必要とされました。同じく、時間の経過と共に、IOTA グループ名と範囲は、最新の地理的・政治的な情報を反映して修正する必要がありました。後者の作業に用いられた参照地図は、「The Times Comprehensive Atlas of the World, 2000 年版(ロンドン Times Book 社 ISBN 0 7230 0792 6)」でした。

E.4.3 認定された島のリストの作成するための主な参照先は、英国で一般に開放されている広範囲な地図コレクションの 2 つの内の 1 つを保有するケンブリッジ大学の図書館でした。使った資料は、「British Admiralty Chart and Pilots, recognized World Series 1:1,000,000 Maps」・「ONC 1:1,000,000」・「TPC 1:500,000」・「US Quad Series 1:24,000」・「NOAA 1:40,000」・「Canadian Department of Mines and Resources Map Series 1:1,000,000 / 1:250,000 / 1:50,000」・「Russian World Series 1:200,000」・「Swedish Hydrographic Department WGS-84 1:50,000」・「Finnish Merenkulkulaitos Sjöfartsverket WSOY 1:50,000」・「Croatian Hydrographic Institute 1:100,000」・「French IGN」・「Cartographie Caraibe (F.W.I)」と国内地図の広範囲な組合せです。使用はインターネット上で利用可能な地図情報のソースも同じく活用されました。

E.5 認識されたグループの主なカテゴリー

E.5.1 ディレクトリは、大陸とカントリーで IOTA グループをリストしています。詳細な情報については、B.2 章のリスト構成を参照して下さい。リストに記載される承認された島/グループの主なカテゴリーは、以下に詳しく述べられています。委員会は、E.5.5 章に基づき新しい DXCC エンティティの変更をトリガーとする場合を除き、これら定義されたカテゴリーのグループの範囲の修正変更や新しいグループの追加要求は考慮しません。(E.1.2 章参照して下さい)

E.5.2 「公式に承認された島グループ」は、参照地図の 1 つに英語又は現地語で「Isles」や「Islands」として名付けられ、表示されたグループと定義しました。たいていその様なグループはセパレートにリストされていますが、実際の小さな島々は IOTA グループの総計を保つために、より広いグループへ含めました。

E.5.3 「離島グループ」は、それが属する公式に承認された島グループから干潮時に 160Km(100 マイル)以上離れているところの参照地図上に名付けられた 11 つ以上の島のグループと定義しました。

E.5.4 「非公式な島グループ」は、公式に承認された島グループに属さないにもかかわらず存在しており、非公式の名前でディレクトリにリストされる島グループと定義しました。このカテゴリーは、特に政治的又は管理的な理由、あるいは便宜上の理由でグループ化された海岸地域の島に該当します。それは又、名前を持つ大きな島の近くにおいて、セパレートとしてリストする権利を持たない小さな島が該当します。

E.5.5 「DXCC エンティティの島グループ」は、「現在」のリストにある、1 つ以上の島で構成されている DXCC エンティティと定義しました。他は、将来 DXCC の変更に合わせて追加されます。その分割変更後、他の有効な島があれば、既存の IOTA グループは継続したままで、その島に新しい参照番号が割り当てられます。それが DXCC のエンティティでセパレートなる資格を持つ島は、DXCC の決定に合わせて有効又は無効となる日付があります。削除される DXCC エンティティの島グループの場合は、IOTA グループ番号は保存され、委員会の決定による日付でクレジットが削除されます。

E.5.6 「大きな島」は、65,000Km²(25,000 平方マイル)以上の大きさの島と定義しました。ディレクトリは約 28 の島をリストし、ほとんど全てはセパレートの沿岸の島グループを持っており、大きな島は複数持っています。

E.5.7 「独立国家で分割された島」は、2 つ以上の DXCC エンティティで分割された島と定義しました。ディレクトリはそれらの内、約 13 をリストしました。例えばボルネオ(ブルネイ/東マレーシア/インドネシア)、英国(イギリス/スコットランド/ウェールズ)、ヒスパニオラ(ハイチ/ドミニカ共和国)です。それぞれの独立国家で分割された島は、1 クレジットとしてカウントします。これらの沿岸の島のほとんどは、本島と同じ「独立国家で分割」されていないという理由で、(1 つ以上の IOTA グループで)セパレートにカウントされません。

E.5.8 「他の単独の島」は、容易に他の島とグループ化出来ない単独の島と定義しました。

E.6 島の認定基準

E.6.1 島の共通の定義は、土・砂・石・岩に関わらず、1 日の内いつかが淡水又は海水に囲まれた土地です。広義には、砂州・干潟・全体が 1 日の内数時間水没する石や岩・本土から点々と(数 m おきに)つながる土地・1 日の内いつか又はほとんどが本土とつながる土地・川や湖や内海により大部分が囲まれた入江にある土地が含まれます。RSGB は、島の構成が広義に基づく島と交信するアワードプログラムは管理する事が不可能と考え、狭義の方を採用しました。

E.6.2 IOTA 委員会は、一般的に受入れられる基準を見つけようと、地図に示された島の名前に(何語であろうと)「島」が含まれて

いる事を条件にしてみました。不幸にも不満足な結果になりました。なぜなら、色々な地図の間で、しばしば小さな島はある地図では「島」と呼ばれ、別の地図では「小島」「環礁」「珊瑚礁」「岩礁」「砂州」「The……」と呼ばれ、一貫性がないからです。さらに、他の国では単に「島」でなく異なるいくつかの呼び方をするのに対して、ある国ではサイズに関係なく水に囲まれた土地を「島」と呼ぶ慣例があります。このような事情で、委員会は独自の判断基準を定めることにしました。それは困難な状況の中で、公正で合理的に、かつこのプログラムの本来の姿を高める様に考慮しました。

E.6.3 島(環礁、小島など)の最初の要求は、正式な名前を持っている事です。2つの基本的なルール(1:1,000,000ルールと200mルール)を満たしている、以下のE.7章の認定されない島のカテゴリでない場合に、既存の番号が付けられたグループとして認定されます。「干潮」に関する章では、「平均干潮」として定義されます。「平均干潮」を示す適切な海図がない場合、最も低い平均干潮を示す地図が類似したデータが利用可能ならば、これらが通常の認定決定に使われます。

E.6.4 第1のルール: 少なくとも縮尺1:1,000,000(10Kmが1cmか16マイルが1インチ)の地図に存在しなければなりません。

E.6.5 その島が、ディレクトリに記載されている名前であれば、ルールを満たすと考えられ、何もせずに認定されます。これ以外の全ての場合には、IOTA委員会は満足する証拠を確認する必要があります。(地方の観光客用地図や特別な目的のための地図ではない)国内又は世界地図がこの必要条件を確認するために使われます。もし島がその地図に存在し、名前が付いている場合、その地図のコピー(縮尺を含んでいる事に注意して下さい)を送る必要があります。もし島が地図に存在するものの、名前が付いていない場合は、オリジナルと共に、島の名前があるより大きな縮尺の地図を送って下さい。もし郵送料が同封されれば、地図が要求により返却されます。

E.6.6 もし縮尺1:1,000,000の地図にない場合でも、以下の証拠があれば島はカウントされます。

- ・ 満潮時に、直線で測った長さ1Km(0.62マイル)以上の連続した1つの土地で出来ている、又は
- ・ 上記E.5.2章に定義された、「公式に認定された島グループ」の中にある、又は
- ・ 認定された島により本土の最も近い地点から分離されている、又は
- ・ 本土よりも認定された島の方に近い

全ての場合にIOTA委員会は証拠として大きな縮尺の地図(例えば1:50,000)を確認する必要があります。もしコピーを送るなら、縮尺が見える事を確認して下さい。もし郵送料が同封されれば、地図は要求により返却されます。

E.6.7 第2のルール: 島は本土のいずれの地点からも干潮時に200m(219ヤード)の海で隔てられなくてはなりません。これは、1ヶ所又は最大3ヶ所の距離合計が200mで成立しても構いません。(図1参照)

E.6.8 もしその島に、ディレクトリに記載されている名前が付いている場合は、ルールを満たすと考えられ、何もせずに認定されます。しかし、IOTA委員会が入手可能な地図は不正確で、それを運用者が本当だと確認したならば、運用後に運用者の責任において委員会へ正しい位置を報告して下さい。これは、その島への他の運用者の失望を防ぐ事が出来ます。

E.6.9 満潮時ではなく干潮時に本土と砂洲や小石・岩・干潟の連なりにより本土と結ばれた、又は、ほぼ結ばれたために、200mの必要条件を満たさないが、本土から1Km(0.62マイル)以上距離がある島はカウントします。間にある島は決定に悪影響を及ぼします。

E.6.10 満潮時ではなく干潮時に本土と砂洲や小石・岩・干潟の

連なりにより本土と結ばれた、又は、ほぼ結ばれたために、200mの必要条件を満たさないけれど、本土から1Km(0.62マイル)以上距離がある島を除き、干潮時に最低200mの海で本土から隔てられた島はカウントされます。間にある島は決定に悪影響を及ぼします。全ての場合にIOTA委員会は証拠として大きな縮尺の地図(例えば1:50,000)を確認する必要があります。もしコピーを送るなら、縮尺が見える事を確認して下さい。もし郵送料が同封されれば、地図は要求により返却されます。

E.7 認定されない島

E.7.1 次のタイプの島は認定されません。

- ・ 上記E.6章と下記E.8章に基づく認定条件を満たさない島、
- ・ 1日のうち少しの時間でも水面下に沈む島、
- ・ 完全に人造の島、又は人造の運河により島となる島、
- ・ 永久棚氷により完全に囲われ、その中にある島、
- ・ 河川や湖や内海にあり、完全に囲まれた島。

E.7.2 さらに、2つの本土の海岸間の距離が、島と外海のどの地点でも5Km(3.1マイル)以下の、島が大きく囲まれた入り江や湾や内海にある島はカウントしません。湾により形成される海岸線の識別は大きく囲まれる範囲とIOTA委員会は認識します。(図2参照)

E.8 島の開発の影響に関する認定

E.8.1 橋: 橋で本土とつながっている島は、それが上記E.6章(海による最低限の分離条件が、橋の部分及び他のどこでも満足する事)の認定要件を満たす限り認められます。

E.8.2 人工の土手: 認定される土手の島には2つのタイプがあります。問題の島は1:1,000,000ルール(上記のE.6.4からE.6.6章参照)と歴史的に島として認められた事を示す名前を持っている事の両方を満たさなければなりません。

- ・ 本土から1Km(0.62マイル)以上離れているが、満潮時に水面上に出ているかどうかにかかわらず人工的な土手道でつながれている島は認められます。
- ・ 本土から0.5Km(0.31マイル)以上1Km(0.62マイル)以下離れていて、人工的な土手道や橋でつながっていて、水が常に流れている島は、もし干潮時に全ての地点で200m(219ヤード)の海で分離されている場合は認められます。

詳細な海図と共に全ての要求は、IOTA委員会に委ねられます。後者の場合は、土手道の幅が道路・高速自動車道路・鉄道に必要な最低限の幅を超える土手道では承認出来ません。

E.8.3 灯台・ライト・要塞など: 灯台やライトや要塞又は類似の人工構造物で出来ている「島」は、もし上記E.6章の認定要件を満たし、本来の自然の島の部分が満潮時に海面上にいくらかでも残っている事を示す証拠・写真等をIOTA委員会に提出される場合は認められます。

E.8.4 他の開発: もし島が、例えば拡張など、人間の手で作られた場合、上記E.6章の要件に基づき、開発が島の認定条件に影響を与えない限り認定されます。詳細な海図と共に全ての要求は、IOTA委員会に委ねられます。

F 運用の確認

F.1 必要とする理由

F.1.1 近年のIOTAプログラムの人気の上昇は、多くのオペレータの島からの運用を促進しています。通常、これら多くの島は、前に運用されていて、その島へ行って運用する事は簡単です。しかし、ごく少数の島は、離れていて上陸するのに困難で費用もかかるため、運用に多くの困難があります。これは特に、Annex IIにリストされている「Most Wanted IOTA Groups」を筆頭として、運用が未だ無いIOTAグループの大多数と同じ、リストされたIOTAグループの中の約80前後の島です。

F.1.2 IOTA プログラムは、他の主な DX プログラムと共に、正直と誠実とフェアプレーに基づいています。全世界のアマチュア無線界において支持を得る限り、このプログラムはその価値を保つ事が基本となります。

F.1.3 IOTA 委員会は、主にハムフェスティバルやコンベンションで、島の運用者がその運用を立証する証拠の要求に応じて提出する方式の導入提案を、IOTA コミュニティと 2 年間(1995 年と 1996 年)議論して来ました。一部の非常にアクティブで有名な島からの運用者の強い支持により、この方針はほぼ賛同を得られました。これにより、IOTA 委員会は、1996 年の終わりからこの手続きの導入を決定し、全ての新しいグループと渡航が困難ないつかのグループからの運用の証明を要求する事にしました。これは問題なく順調に経過しています。

F.1.4 委員会は、IOTA コミュニティがこれを全面的に支持し協力を得られる場合のみ、この手続きが満足に実行されると認識しています。委員会は、それが否定的な認識で導かれず、むしろ、信頼を得て楽しみを与える様に、プログラムの管理を厳密にして、参加者を安心させる事を願っています。

F.2 暫定番号のグループからの最初の運用の要求事項

F.2.1 暫定番号のグループからの運用の完了後 2 ヶ月以内に、運用者は IOTA 委員会からの要求を待たないで、以下の 3 つの項目に基づく運用を立証する証明を提供して下さい。

物理的な存在

以下は、物理的な存在の証拠として認められます。

- 例えばホテル・貸家のオーナー・キャンプ場の管理者・販売店等の島の施設からの、会社の名前と住所及び DX ペディショナーの名前が入っている日付入りの請求書と領収書、又は
- 例えば灯台管理者や港の管理者などの島の当局者からの、当局者の名前と住所と位置を含む、DX ペディショナーがその島に居た日付のある署名された報告書、又は
- その島への交通手段として使った船や飛行機の運行者からの、船や飛行機の運行者の名前と住所が入った、DX ペディショナーの上陸と離島の日付と時間が記載された、署名入りの報告書。その島への公共交通手段がある場合は、島の行き先と日付が示された場合に限り、切符のコピーは報告書の代わりに認められます。運用者が船長の小さなヨットの場合は、上記の要件は乗務員からの報告書が代りとして必要です。

提供された報告書は、出来る限り英語か、英語の翻訳と共に提出して下さい。現地語での証明書は認められますが、認定手続きの完了に時間がかかります。

例えば名前の入った看板など、島を確認出来るものを背景に撮影された運用者の写真は、望ましく、交通手段証明書が異議を申し立てられ、その後簡単に確認出来ない場合には重要です。これは、特に小さなヨットに対し、慣例として運用が常に陸上であったことを示す写真を提供する事に適用されます。

免許証

運用者の許可証のコピーが、運用者が島からの運用で自分の通常のコールサインを使っているか、免許の規定に従って運用している場合を除き、運用者の免許証のコピーが必要となります。

上陸と運用の許可

IOTA 委員会は、許可が必要な事が知られている島は、上陸と運用の許可証のコピーが必要です。例えば、オーストラリア・メキシコ・ニュージーランド・アメリカの西海岸の沿岸のたいの島の必要です。委員会は DX ペディショナーに島からの運用を計画する際、可能な限り許可証が必要である事、調査で必要とされた場合は許可証を取得する事を推奨します。さもなければ、運用後の十分な根拠による抗議は、IOTA クレジットからその運用の資格はく奪と参照番号の確認の取消につながります。許可証の要・不要の根拠は、いわゆる政府や当局者との報告された会話メモや関連するやり取りのコピーの形で構いません。

F.2.2 DX ペディショナーは、「認定された」カテゴリへの昇格と暫定グループ番号の確認を可能とする、満足な証拠が提出されるまで、暫定番号のグループからの運用が「暫定承認」のカテゴリに分類される事をご理解下さい。もしこの様な証拠が運用後 4 カ月以内に間に合わない場合は、IOTA 委員会はその運用を「長期ペンディング」カテゴリへの格下げを決定します。チェックポイントは、「暫定承認」と「長期ペンディング」カテゴリになっている運用の QSL カードの提出に対し、クレジットは与えません。

F.3 番号が付けられた珍しい困難なグループからの運用のための要求事項

F.3.1 以下の運用に対し、上記の手続きが同じく適用されます。

- IOTA **センター**のデータベースで 85%の局が未交信である事を示す、レアな IOTA グループは、Annex I の「Most Wanted IOTA Groups」にリストされたものと定義されます。又、
- 困難な IOTA グループは、上陸もしくはアマチュア無線局の運用に対し制限がある事が知られている、IOTA グループと定義されます。

F.3.2 IOTA 委員会は、上陸が難しい島・政治的な問題のある島・免許取得に問題がある島からの運用の場合も、同じ手続きを必要としています。

F.3.3 IOTA 委員会は、運用前又は運用中に、F.3.1 章又は F.3.2 章に該当する事、運用後 4 ヶ月以内に満足する証拠の提出が必要である事を運用者へ知らせる努力をします。DX ペディショナーは、「認定」カテゴリに十分な証拠が提出されるまで、この要求の対象となる運用が「暫定的な認証」カテゴリに留まる事をご理解下さい。もしこの様な証拠が運用後 4 カ月以内に間に合わない場合は、IOTA 委員会はその運用を上記 F.2.2 章の様に「長期ペンディング」カテゴリへの格下げを決定します。

F.4 ヨットマンによるアマチュア無線局の船上運用の要求事項

F.4.1 上記の手続きは、長期の船旅又は船上運用のアマチュア無線局と考えられるヨットマンによる運用や IOTA **センター**のデータベースで 70%の局が未交信の Annex I の「Most Wanted IOTA Groups」にリストされているグループからの運用にも適用されます。陸上運用の公式な証拠が必要となります。

F.5 他の場合

F.5.1 IOTA 委員会は、関係がある他の運用にも、この手続きを拡張します。

F.6 その他一般

F.6.1 満足する証拠が提出された運用のリストは、RSGB IOTA と IOTA マネージャのウェブサイト公表されます。

F.6.2 IOTA 委員会は、IOTA の資格を持たない事が判明するか、主張される場所ではないと知られたり推定された許容出来ない運用や QSL 発行の履行の様な、過去の運用に対する対応を必要とします。委員会はこのような運用との交信で得たクレジットを取り消す権利を持っています。該当する運用は「長期保留」カテゴリへ格下げし、関与した運用者は過去及び未来の運用で IOTA クレジットに対する資格がないと判断されます。

G IOTA 運営

G.1 IOTA 委員会

G.1.1 IOTA 委員会は、IOTA 全般の責任を負っています。これは RSGB の正規の委員会で、通常の委員会規則に基づき運営されます。委員長と IOTA マネージャは、協会の評議委員により任命されます。

G.1.2 IOTA 委員会の決定は、~~RadCom~~と公式の RSGB IOTA

Web サイトを介して公表されます。

G.1.3 IOTA プログラムは、非営利をベースとして運営されます。ほとんどの運営費用は、基本的にカードチェック料とアワード料からの、プログラムの範囲からまかなわれています。プログラムの会計状況は、委員会が 12 年前に Yaesu UK 社とスポンサー契約を締結した 1994 年 9 月に強化されました。2006 年 10 月にスポンサーが 3 年契約で ICOM に引き継がれました。委員会は、過去及び現在にそのスポンサーから受取った援助を評価します。その一部として、RSGB は IOTA コーディネーターのポストの形で HQ から運営のサポートを提供しています。

G.2 海外での IOTA の代表

G.2.1 プログラムを管理する際、IOTA 委員会は世界中の多数の友人達の助力と好意は好ましい事です。彼らは数え切れない方法で情報を提供したり、島からの運用を促進したり、ディレクトリの地図の提供と現地語翻訳の場面でも、助けてくれました。委員会は、IOTA を信用できる国際的なプログラムとして促進してくれた全ての援助と励ましに感謝します。この好意を引き出すために、作業を手伝う目的で、海外にカントリーアシスタントを数名任命しました。その役目は軽々しくは与えられません。それは既に仕事を引き受けており、規則に従ってプログラムを管理し、必要な場合には担当する国の問題を解決するために委員会を支援し続ける責任への承認です。

G.2.2 IOTA 委員会は、その国でのプログラム促進のために国内の IOTA クラブ又はグループを設立する事を希望する、数カ国の島のチェーサーを知っています。それは参加者を増やし、質問に回答を行ったり、問題解決を行う国内サービスの方法として、この範囲の活動を歓迎し、奨励します。それはカントリーアシスタントがこのようなグループの主な参加者である事が望ましい事です。

H その他

H. 努力への報酬

H.1.1 あなた自身は島の DX ペディションに行きますか？ もしそうならば、RSGB IOTA Web サイトと DX プリテンを通して、あなたの運用を十分前もって通知を提供する事を忘れないで下さい。コールサイン・日付け・周波数・QSL カードのルートの詳細を提供して下さい。

H.1.2 運用の後、次のアップデートで、オーナーロール又はアニュアルリスティングのスコアに、該当の IOTA グループの運用で使ったコールサインでクレジット申請する事が出来ます。自身のコールサインである必要はありませんが、メンバーであった事を証明するため印刷されたペディションの QSL カードを提出する必要があります。この報酬を得るために、シングルオペレータの場合は少なくとも 100 QSO、マルチオペレータの場合は 200 QSO が必要になります。使用したコールサインが個人宛に発給され、その際自身で同じ DXCC エンティティから運用した場合を除き、ペディションで交信した島を自身のクレジットスコアに加算する事は出来ません。

H.2 IOTA 委員会の責任

H.2.1 RSGB・IOTA マネージャ・IOTA 委員会の委員・法人としての委員会の誰も、島からの運用者・ディレクトリのルールに基づくプログラム参加者・連絡・プログラムを管理するための委員会による措置の結果起こる、財政又はその他の損害について一切責任を負うことは出来ません。

H.3 IOTA 委員会の裁量範囲

H.3.1 時々、IOTA 委員会は島のクレジットの中央 IOTA データベースを再検討し、ごまれにいくつかのクレジットを取り消す事があります。それは、チェックエラーであったり、重大な疑いが特定の局にかけられたり、カード印刷エラーが明らかになった際に一般に行われます。チェックポイントは、次の適当な機会に、IOTA 参加者のレコードのどんな変更も伝える努力を行います。IOTA 参加者がチェックポイントに電子メールアドレスを登録すれば、この処理は

簡単で迅速に行われます。

H.3.2 委員会は、実行可能な様に、フェアプレーを維持する事が重要とみなします。時々、公式の介入が正当化される様な状況が生じます。1つのケースとして、交信を行い QSL カードを発行する際に、免許の理由ではなく、1人以上の扱いが差別的で不公平であると見受けられる様な場合です。全ての参加者は、これが起きない様に注意を払って下さい。

H.3.3 IOTA は、RSGB がスポンサーのプログラムです。IOTA 委員会のメンバー・チェックポイント・カントリーアシスタントは、ボランティアです。彼らは、特に QSL カードのチェックとアワード申請のハンドリングに何時間もその労力を費やしています。骨が折れる世話は、疑いのあるケースを解決する時だけでなくいつでもあります。アワードプログラムの信頼性は主として彼らの努力にかかっています。時々、確認処理は委員会に QSL の有効性について質問させます。これが生じた時、委員会は、メンバー自身か島からの運用者からログ又はログの抜粋のコピーを含む詳細情報を要求します。それは、IOTA プログラムを管理する時から、このような情報を必要とする権利を持っていると考えられます。プログラムに参加している全てのメンバーは、委員会のコントロール下にあると判断される様な情報を要求に応じて提供する場合、委員会に協力することを期待されます。協力的でない時やそれ以上にアワード規則が破綻した時、プログラムの全体的な保全が第一優先と判断し、関係するメンバーの IOTA への継続的な参加が出来なくなります。

H.3.4 IOTA 委員会の判断は最終です。